平成２９年１１月定例会

請願・陳情文書表

鳥　取　県　議　会

目　　次

陳　情　の　部

陳　情　一　覧　表……　1
総務教育常任委員会……　7
福祉生活病院常任委員会……　9
地域振興県土警察常任委員会……１９

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
総 ２９年－　４１ （29.11.29）	総務	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について	民商鳥取県連婦人部協議会	

陳情一覧表

陳　情　一　覧　表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所　管	件　名	提　出　者	備　考
福 ２９年－　３１ （29. 10.　3）	福祉保健	医療機関の診療録開示請求に係る開示手数料について	倉吉市 個人	
福 ２９年－　３７ （29. 11.　8）	生活環境	高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書の提出について	鳥取県生活協同組合連合会	
福 ２９年－　３８ （29. 11. 22）	福祉保健	少年期における生活習慣病教育の促進について	鳥取県保険者協議会	
福 ２９年－　３９ （29. 11. 28）	生活環境	鳥取県消費生活センターの相談業務における研修機会の充実について	倉吉市 個人	
福 ２９年－　４０ （29. 11. 29）	福祉保健	安心して子どもを生み育て働き続けるために県の保育予算を増やし保育行政のさらなる充実を求めることについて	よりよい保育をもとめる鳥取県実行委員会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
地 ２９年－　３０ （29. 9.25）	地域振興	私学助成に関する意見書の提出について	一般社団法人鳥取県私立学校協会	
地 ２９年－　３３ （29.10.12）	地域振興	選挙投票所における政党名表記に係る意見書の提出について	倉吉市 個人	
地 ２９年－　３５ （29.10.30）	地域振興	公立鳥取環境大学及び鳥取大学の学生を対象とした日本交通株式会社と日ノ丸自動車株式会社の共通定期券の制度化を求めることについて	まちづくりグループ「未来をぼくらの手で」	
地 ２９年－　３６ （29.10.30）	地域振興	鳥取県内の大学における主権者教育の充実を求めることについて	鳥取市 個人	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
29年－41 (29.11.29)	総務	**所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 日本の税制は、所得税法第 56 条の「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」という条文趣旨により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていない。 家族従業者の働き分は事業主の所得となり、年間で配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで（白色事業専従者控除）、最低賃金にも達していない。このことによって、社会保障（事故や病気等による休業補償など）や行政手続（保育所への入所では労働と認められないこともある）などの面で弊害が生じている。 青色申告では家族従業者への給与を経費として認めているが、税務署長への届出と許可を前提とするもので、税務署の判断でいつでも取り消される可能性があり、労働の対価を受け取るという権利を認めたものではない。また、2014 年１月から、すべての個人事業者に記帳の義務が課せられ、青色申告者にだけ給与を認める根拠はなくなっている。 広島国税局が公表している平成 27 年の税務統計から推計すると、鳥取県内におよそ 6,500 の所得税事業白色申告者がおり、その大半が所得税法第 56 条の影響を受けていると思われる。 家族の人権を認めない所得税法第 56 条は廃止すべきと、全国で 485 自治体が国に意見書を上げている。また、国連の女性差別撤廃委員会からも「所得税法第 56 条により女性の経済的自立が妨げられている」として是正の勧告が出された。世界の主要国では家族従業者の人格・人権・労働を正当に評価し、その働き分を必要経費として認めている。 政府は所得税法第 56 条の廃止に向けた検討を始めていると答弁しているが、未だ実現していない。家族従業者の人権保障	民商鳥取県連婦人部協議会	

		の基礎をつくるために早急に廃止するよう国に意見を上げてもらいたい。 **▶陳情趣旨** 所得税法第56条の廃止を求める意見書を鳥取県議会から国へ提出すること。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
29年－31 (29.10. 3)	福祉保健	**医療機関の診療録開示請求に係る開示手数料について** **▶陳情理由** 診療録（カルテ）の開示・謄写請求の手数料については、個人情報保護法（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第33条第２項に、病院など個人情報取扱事業者が「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額」を定める旨の規定があり、厚生労働省も診療情報の提供等に関する指針（平成15年９月12日付医政発第0912001号別添。以下「指針」という。）を出しているが、この「実費」、「合理的な」額が不明瞭であり、病院によっては、５千円、１万円、２万円などの高価な金額を請求するところもある。 診療録は患者自身の情報であり、インフォームド・コンセント（十分な説明・納得と同意に基づく医療）、すなわち患者が自身の疾患情報について知り、納得の上で今後の治療等に生かすためにも、こういった高額な金額設定は、患者の情報公開請求権・自己情報コントロール権（法の制度趣旨）の行使を萎縮させてしまうこととなる。 たとえば、陳情者が倉吉市内の医療機関に対し、自身の診療に係る診療録の開示請求をしたところ、当該医療機関から、１枚10円程度のコピー代とともに、「文書代」として、５千円もの手数料を請求された。 その際、当該医療機関による説明は次のとおりであった。 （医療事務者） 「医療事務者だけでは出していいか判断できないので、医師に判断をあおぐ手間がかかる。」 （医師） 「これは診断書を出すのと一緒で自由診療なので、医療機関が好きな金額を決めていい。」 しかし、この見解には誤りがある。	個人 （倉吉市	

福祉生活病院常任委員会・陳情

		まず、指針において、「医療従事者は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合は、原則として、これに応じなければならない。」と定められており、開示はルール上の義務で、原則応じるべきとされている。 また、初診料や再診料の中に診療録記入の料金は含まれているべきであり（医師法第 24 条第１項には、医師は患者を診療したら遅滞なく、診療録に経過を記録することが義務づけられている。）、診療録の作成（謄写）を請求したからといって、診断書や紹介状のように、新規の手間として、医師が何かを新たに記入するわけではない。コピーするだけである。 医師が対面して、問診や触診、目視で身体の総合診療をする「初診料」の保険適用前とて３千円かからないのであるから（282 点、2,820 円。３割負担保険適用なら 850 円。）コピーだけで５千円は不適当であり、「実費」を逸脱したものといわなければならない。 本来、医師会などが、各医療機関を指導すべきだが、十分な指導がなされておらず、今もこのような医療機関があるのは問題視されるべきである。 当該医療機関では、診療録開示請求書の事前準備もなく、請求に要する料金や手続などの掲示もなされておらず、問題があると感じた。指針では、「医療機関の管理者は、診療記録の開示手続等を定めた診療情報の提供に関する規程を整備し、苦情処理体制を含めて、院内掲示を行うなど、患者に対しての周知徹底を図らなければならない。」とされているからである。 陳情者は、当該医療機関に午後１時 30 分ころ行ったものの、医療機関側が診療録の開示に関しての手続や料金を迅速に判断できず、５千円の手数料徴収の是非について、その場で鳥取県医療指導課や中国四国厚生局鳥取事務所へ確認したこともあって、結局、当日の午後５時までに開示されず、医師から「帰れ」と言われ、やむなく開示できないまま帰った。 この問題については、陳情者が鳥取県医療指導課に対し、「病院側に、通知等を遵守するよう指導してもらいたい」と電話したが、その際、鳥取県担当者からの回答は、「今、どうすればいいか困っている。この額が合理的かどうかという話だが…。」		

		という旨だった。中国四国厚生局鳥取事務所の回答は、「診療録謄写請求に関しては、法や指針があるが、後者は指針といえど基本的に守ってもらうことである。ただ、医療機関側が『実費』と言ってしまうと、その算定根拠は明確に患者に示されるべきだが、具体的な金額として５千円が正しいか正しくないかを言うことは難しい。」という旨だった。 以上述べてきたように、この度の問題は、法 33 条第２項における「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額」が不明確であり、指針に留まることに起因する。 2014 年 10 月８日の読売新聞の記事によれば、「患者のカルテ開示請求に、高額な手数料を求める医療機関があるため、厚生労働省は、立ち入り検査の重点項目に開示手数料を新たに盛り込み、指導強化に乗り出した。」とあるが、実際に指導や立ち入り検査をする厚生労働省の下部機関である厚生局では開示手数料の５千円が高いか安いか判断できず、手をこまねいていることが、この度のケースで発覚した。 よって、法やその施行規則、医師法など関係法令の改正により、診療録開示・謄写手数料の上限額・基準を設定するように求める意見書を、鳥取県議会として、地方自治法第 99 条の規定により提出していただきたい。また、鳥取県の担当部局において、医師会等を通じ、各医療機関に対し、法や指針の遵守を求めることを、鳥取県議会として、鳥取県当局に求めていただきたい。 **▶陳情趣旨** 1　個人情報保護法又はその施行規則等に診療録開示手数料等の上限額・基準を設定するよう求める意見書を、鳥取県議会として、地方自治法第 99 条の規定により提出すること。 2　鳥取県の担当部局において、医師会等を通じ、各医療機関に対して個人情報保護法や診療情報の提供等に関する指針（厚生労働省）の遵守を求めることについて、鳥取県議会から鳥取県当局に求めること。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

29年－37 (29.11. 8)	生活環境	**高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 2016 年通常国会において一部改正された消費者契約法が2017年6月3日に施行され、被害回復の範囲が広がった。 御承知のとおり、消費者契約法は、消費者と事業者との情報力・交渉力の格差を前提に、消費者の利益擁護を図ること（勧誘や契約条項に問題がある場合に被害回復を図ること）を目的としている。 しかし、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる「つけ込み型勧誘」の類型については、特に高齢者、若年成人、障がい者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し、過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合の消費者の取消権に関する規定が存在しない。民法における成年年齢の18歳への引き下げの動向も踏まえると、高齢者だけでなく18歳、19歳の若年成人における消費者被害の増加も予想されることから、この取消権に関わる規定を盛り込んだ形で消費者契約法を改正することは喫緊の課題である。 消費者庁は、内閣府消費者委員会の答申（2017年8月8日）や意見募集（2017年8月21日～9月15日）の結果も踏まえ、次期通常国会に向けて消費者契約法の改正法案の検討に着手している。より良いくらしの実現を目指す生活協同組合としても、県民の消費生活の安全・安心確保は極めて重要であると考えているため、次の項目について陳情する。 **▶陳情趣旨** 鳥取県議会において、高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書を採択し、国会及び政府へ提出すること。	鳥取県生活協同組合連合会	

29年－38 (29.11.22)	福祉保健	**少年期における生活習慣病教育の促進について** **▶陳情理由** 急速に進行する我が国の少子高齢化や医療技術の進歩、新薬の開発などにより平均寿命も伸び、医療・介護に要する国民総医療費・介護費は近年増加の一途を辿っており、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年をピークに今後もさらに増高することが予想されている。国民総医療費・介護費の増大は、現在、国の財政基盤を揺るがしかねない重大なレベルまで達しており、持続可能な国民皆保険制度を維持するためには、その抑制を図ることが国政の重要課題とされている。 一方、近年国民の健康に対する意識は飛躍的に高まり、中でも喫煙や飲酒、運動不足など長い生活習慣に起因する生活習慣病に対する関心は特に高まりを見せている。さらに平均寿命の伸びよりも健康寿命をいかに伸ばして、いかに健康で長生きできるかに関心が集まっている。 また、国、地方自治体においても、がん検診等各種健診の促進やメタボリック症候群に対する特定健診や特定保健指導などの予防対策を進めており、その効果は徐々に出始めている。しかしながら、それらの施策の対象者は 30 代後半あるいは 40 代とされており、少年期（小中学生及び高校生に相当する時期をいう。以下同じ。）から 30 代後半あるいは 40 代になるまでの長い年月の間に何ら体系立った生活習慣病についての教育を受けることなく、様々の生活習慣病の原因となる生活を送ってきて既に生活習慣病の予備群となっており、その効果は残念ながら限定的といわざるを得ない。 そのため、この生活習慣病の予備群になる手前までの間における事前の予防対策が重要になってくる。特に、社会人になるまでの成長期、中でも少年期の間に、子ども自身がいかに正しい生活習慣病に対する知識を身に付けて望ましい生活習慣を確立するかが大変重要になってくる。この時期に身に付いた正しい生活習慣病の知識は、その者の生涯にわたる健康な生活の基礎となる。 さらに、生活習慣病教育を受けた世代が親になり子育てを	鳥取県保険者協議会	

		する年代になれば、子どもが学校で受ける生活習慣病教育と相まって、その効果は相乗的に高まることが期待される。 この少年期に、学校教育において規則正しい生活習慣、好き嫌いのないバランスの取れた食生活、適度の運動の大切さ、定期の健診の重要性など生活習慣病にならないための体系立った生活習慣病教育を促進することが、長い目で見れば国民全体の健康寿命を伸ばし、平均寿命との差を縮めることにより、結果として国民総医療費・介護費の抑制につながっていくことが期待される。 急がば回れの教えのとおり、国民一人一人の生涯にわたる健康な生活の確保、国民総医療費・介護費の抑制への最短の近道として、国の責任においてこの対策を全国レベルで早急に実行に移すことが必要である。 **▶陳情趣旨** 国民一人一人が子どもの時から生活習慣病について正しい知識を身に付けて生涯にわたり健康な生活を送るため、並びにそのことにより国民全体の健康寿命を伸ばして平均寿命との差を縮めることにより国民総医療費・介護費の抑制を図るため、少年期に、学校教育において規則正しい生活習慣、好き嫌いのないバランスの取れた食生活、適度な運動の大切さ、定期の健診の重要性など生活習慣病にならないための体系立った生活習慣病教育を国の責任において全国レベルで早急に促進することについて、鳥取県議会から国の関係機関に対し、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出すること。		
29年－39 (29.11.28)	生活環境	**鳥取県消費生活センターの相談業務における研修機会の充実について** **▶陳情理由** 毎日新聞（2017年10月22日）の報道によると、患者が医療機関にカルテの開示請求を行う場合、厚生労働省が定める指針	個人 （倉吉市	

		等で医療機関は患者に対し「実費を勘案して合理的な額」を請求できるが、その具体的な金額に基準や上限額の定めがないため医療機関によって請求額に開きがあるので、厚生労働省が実態調査を開始し、10 月末までに結果をまとめるとのことである。また、読売新聞（2010 年 8 月 31 日）の報道によると、そもそもこの「実費」規定は、患者団体が「5,000 円や 10,000 円は高い。患者の自己情報開示請求権を侵害する」と厚生労働省に働きかけたことがきっかけでできたという。 陳情者は、実際に医療機関からカルテ開示請求の手数料として 5,000 円を請求されたことから、この新聞記事の記載を踏まえ、鳥取県消費生活センター相談室（NPO）に 5,000 円という開示手数料の是非について相談した。その際、陳情者と相談員は「厚生労働省に、5,000 円という請求額の是非について、新聞記事の記載を踏まえ、消費生活相談として聞いてもらう」旨で合意したにもかかわらず、後になって委託元・行政サイドの鳥取県消費生活センターが「消費生活相談としては受け取れない」、「NPO はそういった約束はしていない」と約束を反故にしてくる事態が発生した。相談員が、消費生活相談内容を間違いなく把握し、相談の解決に必要なことに適切に対応することはもちろん大切であり、その合意の有無について回答が二転三転するのは、県民のためにならない。これは職員の聞取り能力向上の研修、能力ある適切な人員配置などでカバーする必要がある。 なお、「今後何かあれば、相談については鳥取県消費生活センター相談室（NPO）ではなく、米子の行政サイドの鳥取県消費生活センターに電話してほしい」との伝達もあった。相談については、いったん行政が受け、形式上 NPO にそのまま受け渡すが、いったんは、とにかく鳥取県消費生活センター（行政）が受けるのだという。 鳥取県では、消費生活相談については、条例で NPO に全部委託されており、また、消費者安全法により相談を受けるには資格が必要であるので、行政サイドでは相談を受けることができないため、委託者である行政サイドが「この相談について受けて、調査・対応してもらいたい」と NPO に対応を依頼するのだという。行政サイドも、行政サイドの権能として、それなりにしっかり		

		知識がある者が直接相談に応じても良さそうなものである。このような迂回をすると、時間的にもロスが生じ、また、行政サイドから NPO に対応方針等に係る指示・命令がなされる可能性も出ることから、この光景を第三者的に見られたときに、コンプライアンス上も疑義を生じかねない。お金を出している委託者の依頼は、受託者にとって、権威性を持った命令に近い色彩を帯びるものである。 ところで、鳥取県消費生活センターには、事後的に相談内容を把握するための録音機能のある電話がないことが発覚した。ほかの相談機関では、間違いを防止し、事後的に確認するため、また、不当な電話を防止するためにも、録音機能のある電話をつけていることは通常である。鳥取県消費生活センターにおいては、仮に人の努力で今回のような齟齬を解消できないならば、例えば電話に録音機能をつける、そのための予算を確保するなどして、相談内容の受け取りに係る齟齬の防止を行う必要があるようにも思われる。あくまでもメインは資質向上、相談員の努力による齟齬防止であり、装置はその方法論として必要とあらばであるので、どうするかは任意である。 以上のとおり、消費生活相談員の資質向上を求め、次に記載のとおり陳情を行うものである。 **▶陳情趣旨** 鳥取県消費生活センターにおいて、県民等からの相談について齟齬・間違いなく正確に把握し、各種法令、鳥取県消費生活センター条例等に基づき相談者に対し適切に相談・助言・あっせん業務等を行うため、消費生活相談に係る研修の機会を今より充実させ、各種法令等についての知識を向上させ、相談能力・資質の向上をすることについて、鳥取県議会から鳥取県当局に対して求めること。		

29年－40 (29.11.29)	福祉保健	**安心して子どもを生み育て働き続けるために県の保育予算を増やし保育行政のさらなる充実を求めることについて** **▶陳情理由** 鳥取県が国に先駆けて、保育士の配置基準（1歳児、3歳児）の改善や保育料の軽減、子育て支援などに取り組んできたことは、関係者に大変喜ばれている。しかし、共働き世帯の増加など保育ニーズはますます高まっており、県内では“待機児童ゼロ”と報告されているが、年度中途の待機児童は発生している状況である。 子ども・子育て支援新制度が開始した 2015 年度以降、米子市、鳥取市、日吉津村、伯耆町で小規模保育事業所26箇所（433名）、事業所内保育所3箇所（85 名）、企業主導型保育事業所3箇所（84名）が新たに開設され（2017年10月1日現在）、602人（総定員）の0～2歳児が利用している。 その一方、県内公私立の保育施設における保育士不足は深刻であり、保育士確保ができないために保護者のニーズに応えられず、乳児の定員減や無資格者の活用で保育が行われている現状がある。 保育士不足の原因は、高度な専門性が求められ、仕事の内容や責任の重さに見合わない低賃金や持ち帰り残業が常態化しているなど、劣悪な保育士の配置基準や労働条件が改善されていないことにある。国が進める「処遇改善等加算Ⅱ」は、保育職員内に賃金格差をもたらすものであり、職員全体の賃金アップにつながらないことから、保育現場に新たな不満と混乱を生み出している。 地方の財政状況が厳しい中だからこそ、子育て王国を推進する鳥取県として、市町村の保育行政を下支えする施策が求められている。保育を必要としている子どもに、安心・安全な保育所入所を保障し、どの子にも等しく最善の利益と発達の権利を保障するためにも、国に先駆けて鳥取県内の保育の環境と基準を改善するための財政支援を求める。	よりよい保育をもとめる鳥取県実行委員会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情趣旨 1　一人の保育士が受け持つ子どもの数について、０歳児の３：１を２：１に、４～５歳児の 30：１を 20：１に、配置基準を改善すること。 2　保育職員、保育教諭、放課後児童クラブ支援員等の賃金を専門職にふさわしい水準に引き上げ、すべての職員に加算できる財政支援をすること。 3　認可保育所を整備し、年度中途の待機児童を解消すること。 4　公私立保育園の非正規保育士を正規化するための財政支援をすること。 5　放課後児童クラブが１クラブ当たりおおむね 40 人の適正規模の児童で運営できるよう、財政支援（施設確保、放課後児童クラブ支援員等の確保等を含む）をすること。 6　大規模クラブを分割するに当たって、充実した育成支援ができるよう、継続・安定的に運営ができるための財政支援をすること。		

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
29年－30 (29. 9.25)	地域振興	**私学助成に関する意見書の提出について** **▶陳情理由** 鳥取県内の私立学校（高等学校、中学校、幼稚園）は、各々建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開して、鳥取県における公教育の発展に寄与している。 現在、我が国は人口減少社会を迎えており、その中で、今後とも持続的な成長を維持するためには、将来を担う子供たちに、社会の変化に対応できる知識や能力を身につけさせることが必要であり、各私立学校は国の進める教育改革に、的確に対応していくことが求められている。 しかしながら、各私立学校とも財政的に限界がある上、事実上無償化されている公立高等学校との学納金の負担格差の下では、授業料の改定もままならず、一層厳しい局面に立たされている。 我が国の将来を担う子供たちの教育環境の整備については、公教育の一翼を担う私立学校に対する助成措置の拡充が不可欠であり、このことは、各都道府県が所管する事項とはいうものの、我が国の将来の発展に密接不可分の関係にある教育の振興に関する事柄であり、国による全面的な財政支援が求められるところである。 ついては、私立高等学校等による教育の重要性を認識し、教育基本法第８条に規定する「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、高等学校等の私学助成に係る国庫補助制度が堅持され一層の充実が図られるよう、鳥取県議会から政府及び国会に対して意見書を提出していただきたい。 **▶陳情趣旨** 高等学校等の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図ることを求める意見書を、鳥取県議会から国に対して提出すること。	一般社団法人鳥取県私立学校協会	

29年－33 (29.10.12)	地域振興	**選挙投票所における政党名表記に係る意見書の提出について** **▶陳情理由** 選挙において、支持する政党がない、いわゆる「無党派」について、投票所で「支持政党なし」又は「なし」と書くことで、その名称を有する政党が得票してしまうという事象が発生している。 2016年7月10日に投開票された参議院議員通常選挙の比例代表で、政治団体「支持政党なし」の得票が64万票を超えた。新聞報道によれば、無党派の有権者が「どの政党にも入れない」つもりで投票してしまう可能性を、同団体側も認識していたという。専門家は「制度の盲点を突いた行為で選挙の冒とくだ」と批判している。 同団体は、2013年から「支持政党なし」を名称に使用している。同団体の名称が「新党本質」だった2009年衆議院議員総選挙の比例代表北海道ブロックでの得票数は7,399票だったが、2014年衆議院議員総選挙の同ブロックでは10万票余を獲得した。総務省によると、「なし」とだけ書かれた票は、従来は無効票とされていたが、「支持政党なし」が出て以降は、各開票所の責任者が判断しているという。つまり、投票価値の平等の帰結として、一人ひとりの一票は平等に扱われるべきであるにもかかわらず、明確な基準がないということになる。 同団体の政策は「一切なし」であり、既存政党の政策に対しインターネット上で賛否を問い、結果に応じて国会で議決権を行使するという。同団体の代表は「気に入っている名称なので、しばらく使うつもり」と語ったとのことである。 西川伸一明治大学教授（政治学）は「紛らわしい名称で有権者の誤認に便乗しようという考えが明らか。政党の主張を支持して投票する人に非礼を働いている」と分析し、「議員が負うべき責任をネットに転嫁しているだけ」と批判する。松本正生埼玉大学教授（政治意識論）は「白票と似た意味の既存政党批判票を狙っているのだろうが、選挙そのものを冒とくしている」と非難している。 選挙は、一定の政治理念を持ち、「全体の奉仕者」（日本国憲法第15条第2項）として、住民の福祉の向上に寄与する議員（特別職公務員）を選ぶ行為であり、当該投票行動が、政党に	個人 （倉吉市	

		対するものなのか、または「私は無党派です」と、いわば白票の意味で入れているのか分別できなければ、選挙制度の意義や信頼を没却するものになってしまう。 本心をいえば、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）等に「政党は、その政党名に『無党派』『支持政党なし』等の、有権者に誤認を生じさせるおそれのある文言を入れてはならない」旨の規定を盛り込むべきことを求めたいところであるが、これは、集会結社の自由（憲法第 21 条）等との兼ね合いで難しいものと思われ、運用における工夫で誤認投票が生じないようにすべきであると考える。 そこで、選挙の投票所において、「支持政党なし」（政党名）のように、当該団体が政党であることを明示して、誤認投票を防止すべきことを求める意見書を、地方自治法第 99 条の規定により国に対し提出することをお願いしたい。 **▶陳情趣旨** 選挙の投票所において、「支持政党なし」（政党名）のように、当該団体が政党であることを明示して、誤認投票を防止すべきことを求める意見書を、鳥取県議会から国に対して提出すること。		
29 年－35 (29.10.30)	地域振興	**公立鳥取環境大学及び鳥取大学の学生を対象とした日本交通株式会社と日ノ丸自動車株式会社の共通定期券の制度化を求めることについて** **▶陳情理由** 平成 27 年 3 月 30 日に公立鳥取環境大学と日本交通株式会社（以下「日本交通」という。）が「公共交通の活用に関する協定」を締結・調印したことにより、現在、公立鳥取環境大学においては、私たち大学生が学生証を見せると、平日は大学を通る日本交通の路線バス、休日は鳥取駅を起点とする日本交通の鳥取県東部地区の全路線バスについて、学生負担なしで利用できる環境が整っている。 これにより、鳥取砂丘や浦富海岸をはじめとする岩美方面、若桜鉄道沿線の八頭・若桜方面には学生の負担なく行くことが	まちづくりグループ「未来をぼくらの手で」	

		できるようになった。結果として、大学生にとっては、これらの地域に足を運びやすくなり、フィールドワークや地域活動、調査研究の利便性が向上した。また、観光地やイベント、祭に出かけて賑わいを創出するなどにより、沿線地域の地域活性化をもたらしている。 しかし、公立鳥取環境大学は現状として日本交通としか協定を結んでおらず、千代川西岸地域や国道 53 号線沿いの日ノ丸自動車株式会社（以下「日ノ丸自動車」という。）の路線バスを利用する際には、正規の料金を払わなければならない。お金のない大学生にとって、交通費は、大きな負担になる。 加えて、鳥取では都市部のように同一料金区間なども設定されていないため、路線バスを利用しにくい現状がある。例えば、路線バスで鳥取駅から用瀬に行こうとすると往復で 1,120 円がかかり、鳥取駅から智頭町へ行こうとすると往復で 1,340 円がかかる。よって、このような地域には、大学生が自動車か自動二輪車を持っていない限り、調査研究やフィールドワーク、学外活動、イベント等で足を運ぶのをためらってしまうことが多いのも事実である。実際に、鳥取市用瀬町でゲストハウスを経営する公立鳥取環境大学４年次の学生は、「用瀬町では、現在、様々なイベントや企画、地域おこしを行っているが、大学生をこの地域に連れてこようとしても、移動費の問題から、彼らが来るのをためらってしまう」と話し、現状に頭を抱えている。 そして、大学生だけでなく、鳥取市用瀬町、鳥取市河原町、智頭町などの過疎地域において地域振興を担う人々も、この問題に直面している。せっかくイベント等をするための場所や機会があるのに、大学生に来てもらえないと悩んでいる現状があるのである。 上述の理由により、私たち「未来をぼくらの手で」においては、鳥取大学と公立鳥取環境大学の大学生による公共交通利用の促進と、それに関わる地域振興における課題を解決するために、日本交通及び日ノ丸自動車の鳥取県東部地区におけるバス路線について、両大学の学生が利用できる無料共通定期券の制度化が、課題解決の方法として望ましいと考えた。 なお、この共通定期券制度が実現した場合、次の波及効果が期待できる。		

		① 路線バスの利便性向上により、大学生のバス利用者数の増加が望める。 ② 路線バスの利便性向上による利用者増で、運行地域における交流人口の増加が期待できる。 ③ 路線バスの利便性向上、大学生の滞在時間延長により、運行地域における若者向けイベントの企画や開催が実現しやすくなる。 ④ 日本交通と日ノ丸自動車で大学生をターゲットとした連携企画が打ちやすくなる。 ⑤ バスの沿線である国道53号線沿いなどの地域の魅力や課題などに大学生が直接触れる機会が増え、大学生の移住・定住先の選択肢として我が鳥取県が選択肢に入れてもらえる可能性が増え、空き家対策や遊休農地対策にもつながる。 結果として、将来、沿線地域の経済発展につながる波及効果も期待できる。 以上の理由から、私どものグループとして、公立鳥取環境大学及び鳥取大学の大学生を対象とした、日本交通と日ノ丸自動車の鳥取県東部地区における路線バスの無料共通定期券制度の確立を強く求めるものである。 **▶陳情趣旨** 公立鳥取環境大学及び鳥取大学の大学生を対象とした、日本交通と日ノ丸自動車の鳥取県東部地区における路線バスの無料共通定期券制度を確立すること。		
29年－36 (29.10.30)	地域振興	**鳥取県内の大学における主権者教育の充実を求めることについて** **▶陳情理由** 昨年実施された第24回参議院議員通常選挙から18歳選挙権が導入され、これに伴い、日本においては、ほぼ全ての大学生が有権者になった。 このことから、陳情者は、自身が通う公立鳥取環境大学において、昨年の参議院議員通常選挙から、学内で選挙投票を呼び掛けたり、選挙投票啓発のポスターを掲示したりするなど	個人 （鳥取市	

		の選挙投票啓発活動を行ってきた。若者が、日頃から社会に目を向け、私たちの大切な一票を行使して、私たちの代表である議員や首長を選ぶ行為は、非常に重要だからである。 今秋に実施された第48回衆議院議員総選挙についても、昨年と同様、公立鳥取環境大学において選挙投票啓発活動を行い、選挙投票啓発ポスターを学内に掲示しようとした。 しかし、今回の選挙投票啓発活動については、選挙投票啓発ポスターの掲示を、当初、昨年の第24回参議院議員通常選挙における掲載許可の前例があるにもかかわらず、公立鳥取環境大学（事務局学務課）から拒否された。 なお、この投票啓発ポスターは、選挙投票期日が私たちの大学祭である「環謝祭」の日程と重なることから、公立鳥取環境大学に設置される期日前投票所で投票しよう、期日前投票を活用しよう、と呼びかけるものである。 この投票啓発ポスターについて、公立鳥取環境大学事務局の学務課長は、「本学における選挙投票啓発に関するポスターの掲示は、学生がやることではない。よって、学内の掲示は、許可できない」として当初、学内での掲載を拒否した。 陳情者は、最終的には、鳥取市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）の協力をいただいて、市選管から公立鳥取環境大学（事務局学務課）にお話しいただくことで、ようやく、この選挙投票啓発ポスターの掲示が許可された。市選管の方も、陳情者に対し、「拒むものでもないのに、なぜ快く許可しないのだろうね」という旨のことを仰っていた。 実際、公立鳥取環境大学では、「特定の政党もしくは政治団体の政見・政策（…）を実現するための活動は、個人・団体を問わず禁止しています（出典：公立鳥取環境大学キャンパスガイド2015）」とのことである。しかし、選挙投票啓発活動自体は、政治活動には当たらず、公職選挙法において定められている選挙運動でもない。 また、やり取りの中で、陳情者は、「この投票啓発ポスターの掲示を、前例があるのに許可できないのであれば、学務課が学生に対し、選挙投票啓発のポスター又は選挙投票に関する情報の掲示を行ってもらいたい」旨をお願いした。これに対し、公立鳥取環境大学（事務局学務課）は、「学務課が本学の学生に対して選挙の投票啓発を行うことは、職務の範囲外であり、		

		学務課が行うことではない」として、その願いを退けた。 確かに、選挙の投票啓発は、第一義的には、選挙管理委員会が行うものであるかもしれない。しかし、学生が学内においてポスターによる選挙投票の啓発をしようとしたら、その掲載に前例があるにもかかわらず、大学当局が、これを不許可とし、しかも、学生生活を管轄する部署（事務局学務課）において、学生の選挙投票を推進しない方針をとったことは、残念でならない。 大学というのは、単に、環境学や経営学など、いわゆる五科から派生する学問のみ教えればいいものではない。大学を卒業してからの、社会に出て、本当に生きていくための実学を学ぶことも必要である。もちろん、それには、社会の仕組みを自身で深く考え、参政権に基づく一票を投じるという重みを持った選挙権の行使も含んでおり、これからの日本を考える上でも極めて重要である。 18 歳選挙権が施行された現在、大学生は高校生と並び若い有権者である。そして、私たち大学生は現状の若者の低い投票率が示しているように、有権者としての自覚と認識があまりない年頃でもある。よって、大学生など若年層に、有権者としての自覚と認識をさせ、社会の現状や課題について考えた上で選挙において一票を投じる環境を与えるのも、大学が学生に対して行うべき、教育のひとつであると考える。 このような経緯により、陳情者は、大学において、いわゆる主権者教育の充実を行い、教育機関としての大学が主権者教育を行う場としての役割を果たしていくことを強く望み、この度の陳情を提出するものである。 **▶陳情趣旨** 次の二項目について、鳥取県議会から関係機関に対する要請を行うこと。 1　鳥取県や鳥取市が公金を支出している公立鳥取環境大学において、今後の国政選挙及び鳥取県と鳥取市が関係する地方選挙の際、鳥取県選挙管理委員会と協力しながら、学生に対して、積極的に選挙投票啓発活動を実施すること。 2　鳥取県選挙管理委員会において、鳥取県内の大学生や大学職員に対して、選挙に関する知識や投票の意義を学び、選挙		

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		投票への関心を高めるための「選挙出前講座」を実施すること。		

地域振興県土警察常任委員会・陳情